

ID: 155

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	利用承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市アスタ市民ホール条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第121号		
【根拠条文】 (利用の承認の取消し等) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、市民ホールの施設の利用の承認を取り消し、その効力を停止し、又は利用を制限することができる。 (1) 利用の目的に反する行為をしたとき。 (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。 (3) 災害その他の事由により市民ホールの施設の利用ができなくなったとき。 (4) 利用の承認を受けた日が第4条第1項第1号及び第2号に規定する日に該当したとき。 2 市長は、前項の場合において、当該取消しに伴う利用者の損害について、その賠償の責を負わないものとする。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日